

令和 3 年 第 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日		令和3年6月24日（木）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時38分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長	江 口 泰 夫		仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	江 原 健 治		出席	5	神 田 潔		出席
	6	小 野 田 憲 司		出席	6	小 林 一 夫		出席
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好		欠席
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清		出席
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	安 藤 富司夫		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		1名
参与制限 を受ける委員		進 藤 貴 一		会長からの 出席要請者		農政課		
		山 下 幸 一						
事務局		事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士		
		主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子		
		主任	塩村 孝太郎					
説明員		主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子		
		主任	塩村 孝太郎		農政課	新井 和久		
		農政課	大寫 康正					

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (3) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 令和2年農地移動状況について
- (5) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	それでは、定刻となりましたので令和３年第５回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席委員は農業委員１４名、推進委員８名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前９時００分】
議長	現在出席委員１４名であり定足数に達しておりますので、これから第５回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に安藤委員、荒井委員を指名いたします。
議長	まずはじめに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	事前にお配りした農業委員会総会資料中、３４ページ目の集計値に誤りがありました。お手元に資料を配布させていただきましたので、事前配布した資料と差替えをお願いします。
<u>日程第１ 議案第１２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第１ 議案第１２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は２件でございます。 総会資料の２ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地転用許可申請について説明をさせていただきます。 農地法第５条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を他の人に売買するか、貸借して、なおかつ農地以外（宅地や雑種地等）にすることをいいます。 今回の案件については、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域内の農地ということで、許可権者は埼玉県になります。市の農業委員会の総会において申請内容について審議を行い、その意見を付して県へ進達することとなっております。 それでは、説明に入らせていただきます。

事務局	番号１につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭となり、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号２につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の出産により、住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第１２号 番号１ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、６月１９日に現地を確認致しました。現地案内図は１ページです。 今回の申請地は、白岡駅東口の市街化が進んでいる地域にあります。現地については、農地として管理されており、１０ha以上の広がりは見られませんでした。 従いましてこの案件については、申請理由や申請地の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第１２号 番号２ 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、６月２１日に現地を確認致しました。現地案内図は２ページです。 今回の申請地は、１０ha以上の広がりは見られませんでした。近くに幼稚園及び学校等があり、市街化が進んでいる地域にあります。現地については、農地として管理されており、違反等はありませんでした。 申請理由は事務局説明のとおりです。申請地の状況等から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。

議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１２号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第２ 議案第１３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第２ 議案第１３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第９号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条に基づき、５月６日（木）から５月１４日（金）までの７日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、 新規設定件数 ８０件、筆数 １７４筆、面積 １３１,４９３.００㎡ 再設定件数 ２６件、筆数 ４７筆、面積 ４７,５６３.００㎡ 合計件数 １０６件、計筆数 ２２１筆、計面積 １７９,０５６.００㎡ となっております。 計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和３年７月７日からとなります。 また、中間管理事業を通す利用権設定については、令和３年９月３０日からとなります。 内容については、３ページ以降に各利用権設定の詳細が記載されております。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。農政課からの説明は、以上でございます。
議長	説明が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、新規設定番号２９、再設定番号１３を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員	農林公社へ貸付する中での貸貸金額の差は、最終的な耕作者により異なるというのでしょうか。
農政課	面積や耕作物等の耕作条件によって、変わります。
委員	耕作者によっては変わらないということでしょうか。
農政課	そういうことになります。
委員	農地流動化奨励事業補助金は中間管理事業を通した貸借でも対象となるのか。
農政課	対象となります。
委員	今年度の総会のうち新規設定の対象件数及び金額、再設定の対象件数及び金額と昨年の実績を教えてください。
農政課	今年度はまだ事業年度の途中であり、現状では集計しておりません。昨年度のデータについては、後日回答させていただきます。
議長	先程ご質問のあった小作料の件については、市や中間管理機構等が貸貸金額を決めるのではなく、耕作者と地権者の合意で決まる形となります。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なし]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号２９、再設定番号１３を除く案件については、原案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号２９、再設定番号１３を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、私の退席中の議事の進行を職務代理者である江口委員に暫時お願いします。江口委員よろしくお願いします。
	[委員、一時退室]
職務代理	それでは暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。 新規設定番号２９について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
職務代理	質疑なしと認めます。
職務代理	お諮りします。本案のうち、新規設定番号２９については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。

職務代理	[異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号２９については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。
議長	[委員、入室] 続きまして、委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
議長	[委員、一時退室] 再設定番号１３について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
議長	[質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号１３については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
議長	[異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号１３については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。 [委員、入室]
日程第３ 議案第１４号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について	
議長	日程第３ 議案第１４号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について を議題といたします。事務局に説明をいたさせます。 議案第１４号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について御説明をさせていただきます。 別添資料を御覧願います。 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」につきましては、一度委員の皆様以案を確認いただいたところであります。確認の結果、委員の皆様からいただきました意見を反映し、今回総会に提出した案のとおりにまとまりましたので、御審議をおねがいたします。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては案のとおり指針を決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]

議長	異議なしと認めます。よって議案第１４号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１２号から第１４号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は２件でございます。 総会資料の７ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、４条の農地転用届出について説明をさせていただきます。 農地法第４条の規定による手続き（農地転用）とは、農地を自分名義のまま、農地以外にすることをいいます。 本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。 番号１につきましては、長屋住宅敷のための転用です。 番号２につきましては、駐車場敷のための転用です。 協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は１０件でございます。 総会資料の２６から２８ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、５条の農地転用届出について説明をさせていただきます。 おおむね農地法第５条の県許可の農地転用と同じですが、本案件については、市街化区域内の農地に係る案件となるため、市へ届出をし、市で農地転用の許可処分をだすものとなります。基本的には、専決処分に対する報告となります。 番号１、４、６、７、１０につきましては、住宅敷のための転用です。 番号２、５につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号３につきましては、駐車場敷のための転用です。 番号８につきましては、宅地の拡張のための転用です。 番号９につきましては、共同住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 3 件でございます。 総会資料の 29 ページ目を御覧願います。 案件の説明の前に、簡単ではございますが、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明をさせていただきます。 通常、農地の賃貸借の解約は、農地法で制限されているため、賃貸借による賃借地の解約については農地法第 18 条第 1 項に基づき、原則として知事の許可を受ける必要があります。 ただし、貸し人、借り人お互いの合意による解約で、土地の引渡しの時期が合意が成立した日から 6 ヶ月以内で、かつ、その旨が書面で明らかな場合には農地法第 18 条第 6 項に基づき、農業委員会へ届出することにより解約することができるものとなっております。 番号 1 につきましては、令和 3 年 4 月 30 日に届出及び解約のあったものです。 番号 2、3 につきましては、令和 3 年 5 月 31 日に届出及び解約のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 令和 2 年農地移動状況についてについて</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 4 令和 2 年農地移動状況について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 令和 2 年農地移動状況について御説明いたします。 総会資料の 30 から 35 ページを御覧願います。 今回は、筆数、面積等について省略して説明させていただきます。 総会資料 32 ページをご覧ください。 1 「法第 3 条による耕作目的の権利設定・移転」は、農地を農地のまま権利移転する手続きの集計です。続きまして、 2 「法第 18 条の貸借の終了」は、農地の賃貸借の合意解約の集計です。

事務局	次に総会資料３３ページをご覧ください。 ３「農地転用」（１）条項別は、調整区域等の農地転用許可申請と、市街化区域の農地転用届出の集計です。 次に総会資料３４ページをご覧ください。 ４「農地転用」（２）用途別は、市街化区域、調整区域、それぞれの農地転用用途別の件数、各用途の集計です。 最後に総会資料３５ページをご覧ください。 ５「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（１）権利の設定・移転は、利用集積で賃貸借、使用貸借、それぞれの集計です。続きまして、 ６「農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動」の（２）利用権の期間満了による終了は、貸借期間が到来し、更新しない農地の集計です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	質疑もないようですので、協議報告事項５ その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ・今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会時に返却させていただきます。 ○来月の農地改良等現地パトロールについて ・７月 ６日 関山委員・篠津地区推進委員 ・７月２０日 進藤委員・大山地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 ○来月総会 ・７月２６日（月）午前９時 ・議事録署名委員の安藤委員、荒井委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
	【終了 午前 9 時 3 8 分】